

野村不動産グループ人権方針

野村不動産グループ（以下、当社グループ）は、不動産の開発および関連するサービス・マネジメントを通じた「街づくり」を事業の中核とする企業グループとして、あらゆる人がウェルネスを実感できる持続可能な社会を実現していくことに責任があると認識しています。

「野村不動産グループ人権方針」（以下、本方針）は、この実現に向けて、当社グループが事業活動を行ううえで、欠かすことのできない人権尊重の考え方や責任について明確にするものです。

当社グループは、グループ企業理念「あしたを、つなぐ」、および企業理念を実現するための行動指針「私たちが大切にすること」を掲げています。また、お客様、サプライヤーを含むビジネスパートナー、役職員をはじめ、あらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重して行動することを定め、高い倫理観を持って社会的責任を果たすために「野村不動産グループ倫理規程」を定めています。

本方針は、グループ企業理念および行動指針に基づき、また野村不動産グループ倫理規程をふまえて策定され、すべての事業活動は本方針の遵守のもと、実行していきます。

（国際人権基準の尊重）

当社グループは、すべての人にとって達成すべき共通の基準について規定した「国際人権章典」（「世界人権宣言」、
「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）、労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、人権・労働・環境・腐敗防止に関する普遍的な価値を示した「国連グローバル・コンパクトの 10 原則」、企業が子どもの権利を尊重し推進するための活動を示した「子供の権利とビジネス原則」を支持し、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、本方針を策定し、取り組みを推進していきます。

また、当社グループでは、活動する国・地域における法律、規則を理解、遵守し、事業活動を行います。万一、それらの国における法規制が国際的な基準を満たさない場合、もしくは相反する場合には、国際的な人権の原則を最大限尊重するための方法を追求していきます。

（適用の範囲）

本方針は、当社グループのすべての役職員※に適用します。

また、サプライヤーを含むビジネスパートナーには本方針とともに、「野村不動産グループ 調達ガイドライン」について理解と協力をいただき、当社グループと協働して人権尊重の取り組みを進めていただくことを期待しています。

※役職員：当社グループに所属する役員および従業員（アルバイトを含む）、ならびに当社グループの業務に従事する派遣社員

（人権尊重の実践）

本方針は、サステナビリティ委員会の委員長である野村不動産ホールディングス 代表取締役社長兼グループ CEO が運用責任を担います。同委員会は、取締役会で任命された、野村不動産ホールディングスおよびグループ会社の取締役などで構成され、活動計画の立案、目標の設定、人権リスクの特定や防止策の策定等について審議、決定し、計画・目標に関する進捗管理のモニタリングを行います。また、その結果は取締役会に報告し、経営計画や事業活動に反映します。

当社グループは、あらゆるステークホルダーの人権を尊重するため、人権デュー・デリジェンスを継続的に実施し、その結果を開示します。また、研修などを通じて、人権に関する各項目につき、全役職員の意識向上に努めます。

（顕著な人権課題の特定）

当社グループは、ステークホルダーからの要請もふまえ、自社のバリューチェーン全体における潜在的または実際の人権リスクを洗い出し、人権への負の影響の深刻度および発生可能性について評価を行い、顕著な人権課題を特定しました。

< 顕著な人権課題 >

- 児童労働の禁止
- 強制労働の禁止および人身取引への加担の防止
- あらゆる差別（人種、民族、国籍、年齢、性別、性的指向、性自認、障がいの有無、宗教、信条、社会的身分、妊娠、出産、育児休業、介護休業等）の禁止
- セクシャルハラスメントやそれ以外のハラスメントの防止
- 働きやすい労働環境の整備
- 適正な労働条件の設定
- 顧客・利用者等の生命および健康に対する権利の保障（もしくは権利侵害の防止）
- 地域住民の生命および健康に対する権利の保障（もしくは権利侵害の防止）
- プライバシーの権利の保障

（ステークホルダーとの関わり）

当社グループは、特定した顕著な人権課題に従い、ステークホルダーとの対話を行いながら、以下の取り組みを推進します。

< 従業員 >

当社グループは、すべての役職員の基本的な人権を尊重します。従業員の心身の健康と安全を確保するため、あらゆる差別・セクシャルハラスメントやそれ以外のハラスメントを容認せず、また、結社の自由・団体交渉権の確保や同一労働同一賃金といった適正な労働条件と働きやすい労働環境の整備に努めます。さらに、従業員の多様性（人種、民族、国籍、年齢、性別、性的指向、性自認、障がいの有無、宗教、信条、社会的身分）およびライフスタイル・ライフステージの多様性（妊娠、出産、育児休業、介護休業等）を尊重します。

また、児童労働、強制労働、人身取引への加担などの不正な労働行為を行いません。

< サプライヤー・ビジネスパートナー >

当社グループは、サプライヤーを含むビジネスパートナーに対して、結社の自由・団体交渉権の確保や同一労働同一賃金といった適正な労働条件、働きやすい職場環境の維持・向上を図るとともに、児童労働、強制労働などの不正な労働行為を行わない等、人権尊重の取り組みを進めていただくことを期待しています。

また、事業活動を通じて社会への責任を果たすべく、あらゆる差別・セクシャルハラスメントやそれ以外のハラスメントの禁止など、遵守いただきたい項目をまとめた「野村不動産グループ調達ガイドライン」を策定し、サプライヤーに理解と協力を求めています。

< お客様 >

当社グループは、持続可能な街づくりを事業の中核とする企業グループとして、お客様が安心して多様な価値観・ライフスタイルを実現できる空間を提供し、ウェルネスに満ちた社会の実現を目指します。また、建物の安全性の確保等、お客様の生命および健康に関わる人権を尊重するとともに、プライバシーの尊重、個人情報の保護を徹底します。

< 地域社会 >

当社グループは、事業を展開する国・地域との共生を目指しており、それぞれの地で、多様な人びとを惹きつけ続ける持続的なコミュニティを醸成し、支援していきます。また、建物の安全性、および建設工事における騒音・振動・粉塵等の周辺環境への影響に配慮し、当社の事業活動に影響を受ける地域の皆様の生命および健康に関わる人権を尊重します。

なお、顕著な人権課題は、自社事業や社会情勢の変化に応じ適宜見直しを図ります。

(救済措置について)

当社グループは、事業活動によって引き起こされた人権侵害にかかわる事案や問題に対する申し出を受けた場合には、適切な対応をすべく救済、是正措置を講じます。これらの相談窓口寄せられた通報・相談については、匿名での申し出を受け付け、被害者や通報者が申し出を理由に不利な取り扱いを受けないよう、保護します。

野村不動産ホールディングス株式会社
代表取締役社長 グループ CEO

新井 聡

制定

2021年7月21日

改定

2023年4月1日